

条例の概要

○「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と力を合わせて、地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図るため、防災対策を推進することを目的として制定。

○構成

前文	自助、共助、公助の理念のもと、防災対策を推進する三重の決意
総則	目的や基本理念など条例全体に共通する事項を規定
災害予防対策	発災前に、災害の発生又は拡大を防ぐための対策を規定
災害応急対策	発災時等に、被害の発生または拡大を防ぐための対策を規定
災害復旧復興対策	発災後に、施設や地域社会を再生し、より災害に強いものにするための対策を規定
雑則	県民の意見を聴くことなどを規定

現状

条例改正の背景

制定後10年間で、大きな地震被害や近年の地球温暖化に伴い激しさを増す台風や集中豪雨による被害が発生。

《地震》

○平成23年3月 東日本大震災

○平成28年3月 熊本地震

《風水害》

○平成23年9月 紀伊半島大水害

○平成30年7月 西日本豪雨

○令和元年 台風第15号、19号

歴史的災害の発生



増加傾向にある全国の1時間あたり50mm以上の降雨発生回数

課題

大規模災害が起こるたびに、県民の危機意識が向上するものの、災害時における避難行動に必ずしも結びついていない。適切な避難行動につなげるために、「自助」の取組と合わせて「共助」の取組のさらなる促進が必要。

近年の災害の教訓を踏まえ、「三重県復興指針」「三重県広域受援計画」「三重県版タイムライン」等を策定したところであり、大きな災害を経て検討した新たな観点を条例に加える必要がある。

今後の社会の変化への対応

ICTの進展に伴う新しい社会(Society5.0)への対応、事前復興の考え方の反映(SDGs)や、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対して、全職員の防災対応力向上など、今後の社会情勢を見越した対応が必要。

条例改正案

前文

防災の日常化(前文の改正)

「防災の日常化」による防災力の向上、「自助」「共助」「公助」の力の結集させ災害に強い三重をつくるための決意。

総則

基本理念の追加(第三条関係)

第三条3 防災対策は、災害が必ず起こることを前提として、被害を最小限にするため、日々の生活と一体であると考え実施されなければならない。

4 防災対策は、地震、台風等の自然災害の経験で培われた知識及び技術を活用し、早期の復旧復興に備えた事前の対策を含めて実施されなければならない。

5 防災対策は、地域特性、高齢者、障がい者、乳幼児その他被災者等の事情を踏まえて実施されなければならない。

新たな防災技術の活用(第七条第6項)

DONETを活用した津波予測システムやSNSの活用をはじめ、Society5.0の実現を目指した新たな防災・減災技術を活用し、対策を推進することを県の責務として新たに定める。



総則

表彰制度(【条文を追加】第十二条)

地域における優れた防災活動を表彰し、他の地域へ普及させるための表彰制度として新たに定める。



みえの防災大賞表彰式

災害予防対策

過去の災害から得られた教訓の伝承(第十三条第3項)

伊勢湾台風や東日本大震災等の過去の災害から得られた教訓を伝承するなどにより防災対策を進めることを、県民の責務として新たに定める。

要配慮者への支援(第十七条、第二十四条、第三十五条)

要配慮者からの情報提供、県における要配慮者にかかわる団体への支援等について、再整理を行う。

防災人材の育成(【条文を追加】第三十二条)

災害時に的確に行動し、早期の復旧復興を成し遂げるための人材育成を、県の責務として新たに定める。

三重県防災対策推進条例改正案の概要

条例改正案

災害予防対策

BCP(事業継続計画)の整備(【条文を追加】第三十四条)
県のBCPの策定と、事業者のBCP作成支援を、県の責務として新たに定める。

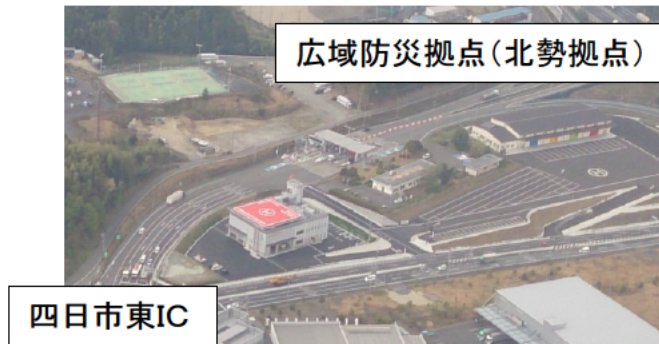
地区防災計画の普及促進等(【条文を追加】第四十一条)
地域における共助の促進を目的に、地区防災計画の重要性の普及啓発と、県民の計画策定の支援を、県の責務として新たに定める。

消防団の充実・強化(【条文を追加】第五十条)
地域の防災力強化のために、消防団の充実・強化への支援について、県の責務として新たに定める。

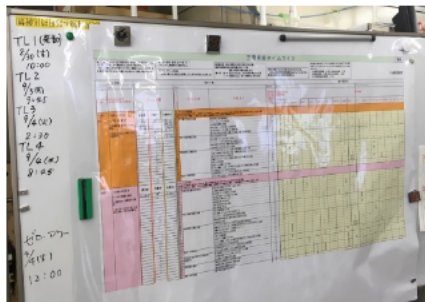
観光旅行者の安全の確保(【条文を追加】第五十五条)
観光旅行者の災害時の避難対策等について、県の責務として新たに定める。

協定の活用(第五十六条第2項)
県と防災関係機関等との協定を災害時に適切に運用するための必要な措置について、県の責務として新たに定める。

広域的な連携の強化と受援体制の確立
(【条文を追加】第五十七条)
大規模災害時に効果的な被災者支援につなげるための広域受援計画に基づく対策の推進について、県の責務として新たに定める。



「抜け・漏れ・落ち」のない体制の整備(【条文を追加】第五十八条)
紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、三重県に上陸するおそれのある台風などに対しては、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理したタイムラインによる応急対策の実施を、県の責務として新たに定める。



タイムラインの掲示状況



台風に備えた緊急部長会議の様子

復興体制の準備(【条文を追加】第五十九条)
東日本大震災では、応急対策活動に追われ、復興に向けた取組になかなか着手できなかったことから、早期の復興を見据えた復興計画のための復興指針策定など復興体制の整備について、県の責務として新たに定める。

災害応急対策

災害発生時等における迅速な避難(第六十一条関係)
災害発生時の避難や津波等が予測される場合の県民の避難について、「自らの命は自らが守る」などの率先避難を前提に、南海トラフ地震臨時情報への対応等も含め、再定義する。

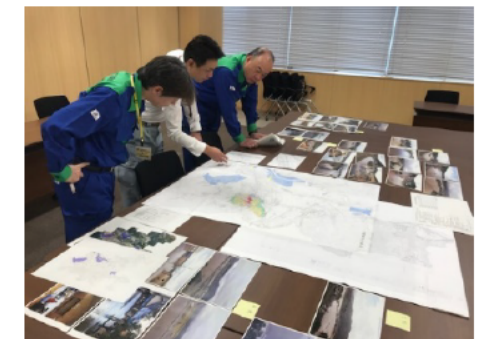
帰宅困難者の一斉帰宅の抑制(第六十九条第1項)
災害発生時の混乱を回避するために、従業員の一斉帰宅を抑制するように努めることを、事業者の責務として新たに定める。

被災者に関する情報連絡体制(第七十一条第2項)
災害発生時において、被災者の適切な救出等に必要な場合、情報提供を行うよう、規定として新たに定める。

避難所における良好な生活の確保(第七十三条第2項)
避難所生活における被災者のニーズに対応し、避難所の良好な生活環境を確保するように努めることを、市町の役割として新たに定める。

災害関連死の防止(第七十三条第3項)
災害による直接死だけでなく、住民の災害関連死の防止に努めることを市町の役割として新たに定める。

被災地への応援(第七十九条第3項)
被災地への応援について再定義するとともに、被災地の災害応急対応及び県の災害対応力を強化するために、職員派遣等を行うことを、県の責務として新たに定める。



台風第19号長野県中野市への派遣

災害復旧復興対策

再度の災害防止・復旧の実施(第八十四条)
災害が再発しないように復旧に努める措置を講じることを、県の責務として新たに定める。

附則

災害マネジメントサイクルの確立(【附則を追加】)
災害の検証結果を次の防災・減災対策につなげる災害マネジメントサイクルの確立のため、5年ごとの検証・検討を新たに定める。